

大 第 1023 号
令和 2 年 5 月 15 日

各県内大学設置者 様

兵庫県企画県民部管理局大学課長

大学に対する臨時休業要請の解除について

本県においては、国の緊急事態宣言が継続されたことを踏まえ、本日、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の改定を行ったところであり、同方針に基づき、県内大学については、5月31日（日）までとしていた臨時休業の要請を5月16日（土）に解除します。

なお、授業を開始する場合は、以下の国通知等を参考にした取組を進めるなど、感染防止対策の徹底を要請します。

(参考) 関連国通知 (大学関係)

「令和2年度における大学等の授業の開始等について」

(令和2年3月24日付文部科学省高等教育局長通知)

「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について (周知)」

(令和2年4月17日付文部科学省高等教育局長通知)

「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について (4月21日時点)」

(令和2年4月21日付文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡)

【回答・問い合わせ先】

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県企画県民部管理局大学課

T E L 078(341)7711 (内線 2532)

F A X 078(362)3963